

技術検討ワーキンググループ報告書

～「(仮称)準個人情報」及び「(仮称)個人特定性低減データ」に関する技術的観点からの考察について～

技術検討ワーキンググループ

平成26年5月29日

中間報告からの主な変更事項

①「（仮称）準個人情報」の該当性に関する判断指標の修正

- ・「共有性」：複数の事業者に限らず、一事業者であっても様々な業種にわたって広くサービスを提供している場合も含むこととした。
これに併せ、「共用性」に変更。

②「（仮称）準個人情報」のうち「移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」について

- ・移動履歴（時刻情報を伴う位置情報を含む。）、購買履歴、Web閲覧履歴のいずれについても、特定の個人を識別する可能性はあるが、どういう状態が識別子として機能する特徴的な状態であるかを示すことが困難であることから、現時点では定義には含めない。
制度の在り方とともに継続的な検討が必要。

③「（仮称）準個人情報」に該当すると考えられる項目の例示について

- ・中間報告で例示した個別の項目について、用語を含め精査